

薬生発1017第7号
平成30年10月17日

各

地方厚生（支）局長
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第66号。以下「改正法」という。）については、平成30年6月27日に公布され、これに伴い医薬・生活衛生局所管の毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）の一部が改正され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

また、改正法の施行に伴い、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令」（平成30年政令第291号。以下「改正政令」という。）及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第128号）（以下「改正省令」という。）が平成30年10月17日に公布され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

改正法、改正政令及び改正省令は、地方分権改革に関する「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を踏まえ、地

域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進することを目的とするものである。

第2 改正法の内容（毒劇物法関係）

- （1）毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の移譲
毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に委譲すること。

これに伴い、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る法定受託事務及び手数料に関する規定を削除する等、所要の改正を行うこと。

（2）経過措置

改正法の施行前に厚生労働大臣によりされた毒物若しくは劇物の原体の製造業若しくは輸入業の登録又は厚生労働大臣に対してされている登録等の申請等は、施行後は、都道府県知事によりされた登録等又は都道府県知事に対してされた登録等の申請とみなすこと。

改正法の施行前に厚生労働大臣に対してしなければならない毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等の申請等で、施行日前にその申請等がされていないものについては、施行後は、都道府県知事に対してその届出等がされていないものとみなして、改正後の規定を適用すること。

改正法の施行の際現に改正前の毒劇法第23条の規定により納付すべきであった手数料及び改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第3 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局」を「都道府県知事」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

以上